

小規模企業振興基本法

附帯決議

〔 衆議院経済産業委員会 (2014年6月 4日)
参議院経済産業委員会 (2014年6月19日) 〕

一～四 (略)

五 法人事業所及び常時従業員五人以上の
個人事業所に義務付けられる社会保険料
が、小規模企業の経営に負担となってい
る現状があることに鑑み、小規模企業の
事業の持続的発展を図るという観点に立
ち、従業員の生活の安定も勘案しつつ、
小規模企業の負担の軽減のためにより効
果的な支援策の実現を図ること。

※赤字・傍線は岩渕友事務所で作成

出典：小規模企業振興基本法 附帯決議より岩渕友事務所作成

2019年5月28日 参議院経済産業委員会提出資料 日本共産党 岩渕友